



平成26年11月21日
岡山市消費生活センター

注意！悪質な訪問販売業者とのトラブルが発生中！

事例：

「下水を見せてください」と名前も言わずにいきなり業者が訪ねてきた。

床下を調べると家に上がりられ、「シロアリがいる」「欠陥住宅だ」などと言われて不安にさせられ、床下工事をするよう言われたが、業者の態度が不審だったので、警察を呼んだ。

すると業者はあきらめて帰ったが、翌日また同じ業者がやってきて、しつこく勧誘された。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・業者が突然自宅を訪ねてくる「訪問販売」では、業者は最初に①業者名、②勧誘目的、③商品などの種類、をはっきり告げなければなりません。
「例：私は●●商事の××と申します。本日はシロアリ駆除工事をお勧めにまいりました」。
例のように最初にはっきりと告げない業者は違法業者ですから、相手にせずきっぱりと断りましょう。
- ・最初は無料点検などと言って家に上がりこみ、高額な契約をさせられるトラブルも多発しています。「このままでは家が倒れる」、「柱が腐る」などと言われても、急いで契約せずに複数の業者に見てもらおうなど慎重に判断してから契約しましょう。
- ・少しでも不審に感じたら、消費生活センターや警察に相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時